㈱UMEDA ホームページ
URL　https：//umeda－kogyo.jp

公　告

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号。以下「条例」という。）第２１条１項の規定に基づき、「事業計画書（破砕施設）」を作成しましたので、条例第２２条１項の規定により公告を実施します。

続いて、条例第２３条の規定に基づく関係者に対する説明会（以下「説明会」という。）を、下記のとおり開催致します。

事業計画地より概ね 20ｍ地内の土地の所有者等につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、一度に大勢が集まる会場での開催は避け、戸別訪問による出張による説明会を開催いたしますので宜しくお願いします。

また、白山町三ケ野自治会関係者及び久居中村町自治会関係者の方々に置かれましては、各自治会集会所での説明会開催となりますが、会場において下記のとおり感染防止対策を講じますので、皆様のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

（１）　当日は、マスク着用の上ご来場くださいませ。
（２）　当日説明会場には、手指消毒液を設置いたします。
（３）　入場前に、検温を実施いたします。

なお、条例第２条２項９号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、本事業計画書について、説明会を開催したのち３０日以内に、生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書類（以下「意見書」という。）を弊社に提出することができますので、申し添えます。

令和　３　年　４　月　３０　日
事業計画者　　株式会社　ＵＭＥＤＡ
代表取締役　梅 田　晃 平
上記手続代理人 特定行政書士 行岡 聖洋
（登録 第 07210263 号）

１．弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び勤務先

名称及び代表者氏名	株式会社　ＵＭＥＤＡ 代表取締役　梅田　晃平
主たる事務所の所在地	(〒519-2144) 三重県松阪市八太町６１４番地
連絡先	０５９８（６７）８０８０

２．産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類

目　的	弊社は、三重県下において主に解体工事業を営んでまいりました。解体工事により排出される廃棄物のうち、再生可能なものは資源として活用できるよう選別・中間処理（破砕）し、循環型社会の構築に向けて貢献したいと考え、本事業計画に至りました。
計画地	津市中村町字安場谷 802-1 の一部 津市白山町三ケ野字長橋口 560-5 の一部 津市白山町三ケ野字長橋口 560-7 の一部
処理施設の種類	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く) （上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く） 紙くず、木くず、繊維くず 以上４種類の産業廃棄物の中間処理施設（破砕施設）
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	破砕施設（１基）　一軸破砕機 UC-75 ウエノテックス 廃プラスチック類　4.402ｔ／日（8h） 紙くず　4.638ｔ／日（8h） 木くず　4.372ｔ／日（8h） 繊維くず　3.384ｔ／日（8h）

３．事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	(1)行政書士　行岡許認可事務所 三重県津市白山町二本木 3868 番地 3 (2)津市白山庁舎
縦覧開始予定日	令和 ３ 年 ４ 月 ３０ 日
縦覧時間	午前 ９ 時 ３０ 分から 午前１１時 ５９ 分 午後１３時 ００ 分から 午後１６時 ３０ 分

４．説明会の開催

日　時	令和 ３ 年 ５ 月２０日　　午後７時００分から
場　所	白山町三ケ野集会所

日　時	令和 ３ 年 ５ 月２１日　　午後７時００分から
場　所	久居中村町集会所

※ 説明会におきましては、次の通り感染防止対策を講じておりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（１） 当日は、マスク着用の上ご来場ください。
（２） 当日説明会場には、手指消毒液を設置いたします。
（３） 入場前に、検温を実施します。

※ 事業計画地から概ね 20m地内の土地の所有者等の方に関しましては、令和３年５月１７日より同年同月２２日までのいずれかで、ご希望される日に、出張による説明会を実施させていただきますので、宜しくお願いします。

５．意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和 ３ 年 ６ 月 ２１ 日
提出方法	持参又は郵送（提出期限日必着）による
提出先 （ご郵送される場合）	（〒519-2144） 三重県松阪市八太町６１４番地 株式会社　ＵＭＥＤＡ
提出先 （お持ち頂く場合）	（〒515-2602） 三重県津市白山町二本木 3868 番地 3 行政書士　行岡許認可事務所
様　式	特に様式について規定はありませんが「参考様式」がありますので参照してください。

６.その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は、見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を作成し、弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の再見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備　考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のウェブページ（https：//umeda－kogyo.jp）に掲載します。

（参考様式）

令和　　年　　月　　日

株式会社ＵＭＥＤＡ　宛て

御 住 所 ……

御 氏 名 ……

連絡先 ……

関係住民等の区分（以下のイ、ロ、ハいずれかに〇をしてください）

イ　事業計画地の敷地境界から 20m以内の土地所有者等の方

ロ　関係地域内に居住する者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者の方

ハ　その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者の方

（事業計画者：株式会社 UMEDA　代表取締役　梅田晃平
事業計画地：津市中村町字安場谷 802-1
津市白山町三ケ野字長橋口 560-5 の一部
津市白山町三ケ野字長橋口 560-7 の一部
産業廃棄物処理施設の種類：中間処理（破砕）施設）

意　見　書

……

……

……

……

……

……

……

……